

令和8年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和8年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年5月7日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第3号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第5号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第6号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第7号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
議案第8号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について
議案第9号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
議案第10号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について
議案第11号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第12号 市川市少年補導員の委嘱について
 - 5 報告第9号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第3号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第4号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第5号 市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について
議案第6号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第7号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について
議案第8号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費

- 予算の協議について
- 議案第9号 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について
- 議案第10号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について
- 議案第11号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第12号 市川市少年補導員の委嘱について
- 2 報告第9号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	植松	紀彦
学校教育部長	小林	義行
学校教育部次長	富永	進也
学校教育部次長	森角	有和
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	竹内	研悟
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	五味	敬浩
生涯学習振興課副参事	阿部	保昭
文化財課長	小笠原	勝海
図書館課長	大塚	基明
義務教育企画課長	川野辺	修
学校運営支援課	藤井	純一
学校運営支援課副参事	金田	剛
指導課長	吉野	貴子

保健体育課長
教育センター所長

坂井 創一
寺田 啓子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 主 査

高橋 康治
福井 輝
宮永 達也

○教育長

それでは、ただ今から、令和8年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案10件、報告1件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第7号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」、議案第8号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」、議案第9号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、これ以外の公開案件がすべて終了してから行うものとします。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員、広瀬由紀委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第3号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育政策課長

教育政策課長です。よろしくお願いいたします。議案の1ページをお願いいたします。市川市教育振興審議会につきましては、教育振興基本計画や教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について、教育委員会の諮問に対し、調査・審議をいただいているところでございます。本件は、審議会委員の任期が令和8年1月10日をもって満了となりましたことから、新

たに委員を委嘱することにつきまして、ご提案するものです。次に、2ページをお願いいたします。市川市教育振興審議会条例第4条第1項の規定により、委員は10名と定められております。このうち、今回の候補につきましては委員一覧のとおり、新任3名、再任7名となっております。なお、委員の任期は、令和8年5月7日から令和10年5月6日までの2年間となります。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは私の方から、新任に今回3名の方を任命したいということですので、これに当たってどういう経緯でこの方々になったのか簡潔にご説明をお願いいたします。

○教育政策課長

教育政策課長です。2ページにあります委員一覧のとおり、まず、1号委員の中の学識経験者、一番下段の石田有記委員になります。こちらの方は、日本体育大学の教授になります。この方は元市川市の教育次長をなされた方なのですが、市川市教育振興大綱具体化パッケージを踏まえて策定している教育振興重点施策をより推進するということを考慮しまして、この教授の教育関係あるいは総合的な学習について専門的になされているということで、この方を委員として委嘱してはどうかということでご提案させていただきました。これが1点目です。2点目が2号委員の学校教育の関係者になります。そのうち下段の北園委員になります。こちらの方は公立幼稚園の園長会からのご推薦をいただいておりますが、前任の方から役職が変わられたということで、今回新任ということをお願いする予定としております。最後3点目、3号委員となります。こちらは学校の保護者の方になります。代わられるのは1段目の大橋委員になります。こちらの方は前任の方のお子様が中学校を卒業されて保護者の要件を満たさなくなったということで、今回市川市PTA連絡協議会の方から新たにご推薦いただきまして委員の委嘱をしようという風に考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。他にございますか。

○教育長

学識経験者の石田有記委員ですが、先ほど教育政策課長から説明がありまして、たとおり、本市の教育次長の経験がありますし、教育課程の専門家でございます。今の学習指導要領の中央教育審議会の審議におきまして文部科学省の事務方で中心に取りまとめられたという経緯がありましたので、非常に委員として適切ではないかと判断したところでございます。以上でございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第4号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育政策課長

教育政策課長です。議案の3ページをご覧ください。本審議会につきまして、この度、第4号委員である福地かがり委員から、令和8年4月1日付けで辞任の申し出がありましたことから、福地委員の解嘱と、同4号委員の後任として、令和8年4月13日付けで市川市公立学校長会から推薦をいただきました、近藤政人氏を委嘱したく、提案させていただくものです。なお、福地委員の解嘱日は本日5月7日、後任の近藤氏の任期は、5月8日から前任者の残任期間である令和9年7月6日までとなります。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

これについて質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第5号「市川市学校施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。議案の7ページをご覧ください。本市の学校施設開放事業では、体育館を利用する団体が空調設備を使用する場合に、本規則に定める空調料を本市に納付させることとしております。本案は、体育館に新たに空調設備が設置される12校の小学校及び2校の中学校について、空調料の額を定める必要があることから、本規則の一部改正の提案をさせていただくものです。規則改正の内容でございますが、議案の8・9ページをご覧ください。別

表第2に、今回空調設備が設置される14校の学校名及び空調料の額を追加するものです。以上が今回の改正内容となります。最後に施行期日です。本規則の運用は、空調設備の設置完了時期に合わせ、宮田小学校ほか10校に係る部分につきましては令和8年6月1日、それ以外の3校に係る部分につきましては同年7月1日より開始することから、同日を施行期日とするものです。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。1点単純な質問なのですが、これはいわゆる空調設備を使用する、しないに関わらず払うのではなくて使用したと自己申告したら払うのか。その辺はどうなっているのでしょうか。

○生涯学習振興課長

こちらは、免除団体というものがあるのですけれども、使用したときに免除団体以外のものにつきましては使用した場合にお金を払うこととなります。実費負担となります。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。それでは、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校運営支援課長

学校運営支援課長です。恐れ入りますが13ページをお願いいたします。議案第6号についてご説明いたします。市川市奨学生選考委員会委員につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項により8名で構成されております。8名の委員のうち、1名から辞任願が提出されましたので、後任の委員1名の委嘱につきまして、提案するものです。委員の候補者につきましては、恐れ入りますが14ページをお願いいたします。第2号委員として公立高校の関係者、丸山誠一委員より辞任願が提出されましたので新たな委員としまして公立高校の関係者、木次慎一様を委嘱するものです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第10号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案の18ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会委員は、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定に基づき、2年間を任期としております。現委員の5名につきましては、令和7年5月及び令和8年2月の定例教育委員会における審議を経て、委嘱及び任命をしておりますが、人事異動による解嘱及び解任の申し出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱及び任命を行うものでございます。また、組織改編により市の職員の委員候補を1名増員いたします。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員8名の解嘱及び解任、委員候補9名の委嘱及び任命について、「解嘱・解任委員及び委嘱・任命委員一覧」のとおりとしてよろしいか伺います。解嘱及び解任日は本日令和8年5月7日、委嘱及び任命日は明日令和8年5月8日といたします。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第11号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。ご説明いたします。議案の21・22ページをご覧ください。

さい。市川市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定に基づき、第1号委員・医師6名、第2号委員・学識経験のある者3名、第3号委員・特別支援教育の関係者4名、合計13名を教育支援委員会委員として委嘱したいため、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第12号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。ご説明いたします。議案の23ページから29ページをご覧ください。市川市少年補導員の任期満了にともない、市川市少年センター設置条例第9条第2項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、第1号補導員・児童又は生徒の保護者53名及び第4号補導員・民間有識者107名、合計160名を補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。なお、任期につきましては、令和8年6月12日から令和10年6月11日までとなります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○教育長

少年補導員の委嘱ということなんですけれども、なかなか手の確保が難しいんじゃないかという話を会議の場で聞いたりもしているのですが、現状のなり手の関係がどうなのか教えていただけるとありがたいです。

○教育センター所長

昨年度までは、PTAに加入している方々の中からの選出しておりました。今年度は、保護者の中からの選出ということで大きくそこが変わったところなのですが、そこについて学校の方から大きな問題等の声は上がってきておりません。

○山元幸恵委員

一応、その学校の枠というか推薦は揃って任命ができたという風に考えればよろしいでしょうか。

○教育センター所長

そうですね。ただ、どうしても学校の保護者の中から出せない場合は、その地区の有識者の方をお願いをするという風になっております。

○山元幸恵委員

保護者若しくは有識者というか地域の方のご協力で、ということですね。了解しました。教育長よろしいでしょうか。他にはよろしいですか。それでは、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第9号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育政策課長

教育政策課長です。恐れ入りますが、議案の31ページをお願いいたします。市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正につきましては、第16条中の「学校教育部」を「教育振興部」に組織改編に伴い改めたものでございます。こちらにつきましては、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、臨時代理いたしましたので、本日、ご報告させていただきます。説明は、以上です。

○山元幸恵委員

ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○教育長

これまで業務上の支障は生じていないという認識で良いのか教えてください。

○教育政策課長

教育政策課長です。まず事務についての滞りはございません。こちらについて、そもそも事務移管の方が市川市教育委員会事務局等組織規則の改正を4月1日付けで行っておりましたので、本規則を本来であれば4月1日に改正すべきだったのですけれども、事務手続きが間に合わず、こちらの規則改正だけ後手になったということでございます。

○山元幸恵委員

影響はなかったという理解でよろしいでしょうか。それでは、特にないようですので、報告第9号を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、議案第7号、第8号、第9号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席となりますので、ここで、暫時休憩いたします。

(指定職員以外 退席)

○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

議事を再開いたします。議案第7号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明申し上げます。お手元の別冊1ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。また、この協議会の運営に関する規約の制定に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。なお、本年度は令和8年度使用の教科用図書のうち、特別支援学校用の教科書、学校教育法附則第9条第1項に規定する一般図書の採択を行うこととなっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算の協議について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。ご説明申し上げます。別冊7ページをご覧ください。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を8ページのとおりに提案させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは教育長お願いいたします。

○教育長

4 ページ下の点線部は、規約に入っていないということで良いですか。

○指導課長

規約には入っておりません。

○教育長

それでは、次に、議案第9号「令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」に入りますが、山元幸恵委員と私は同委員への推薦を受けていることから、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、山元幸恵委員と私は、一旦退席いたします。また、山元幸恵委員と私の退席の間の議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、田中大介委員を指名いたします。田中大介委員、どう

よろしくお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(教育長及び山元幸恵委員 退席)

○田中大介委員

議事を再開いたします。議案第 9 号「令和 8 年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦について」を議題いたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。別冊の 9・10 ページをご覧ください。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることを踏まえ、教育委員会は採択地区協議会の委員を推薦することとなっております。つきましては、先に議決いただきました令和 8 年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第 5 条第 2 項の規定に基づき、市川市の委員 5 名を 10 ページのとおり提案させていただきます。なお、規約にありますとおり、保護者代表 1 名も推薦することとなっておりますが現時点では委員候補者が決定しておりません。決定次第、速やかに手続きをすすめ、次回定例教育委員会で説明させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長と山元委員に入室していただきます。

(教育長及び山元幸恵委員 入室)

○田中大介委員

ただいま審議が終わり、議案第 9 号を原案のとおり可決いたしました。それでは、お配りいたしました議案の別冊 1 につきましては回収させていただきます。

(別冊 1 回収)

○田中大介委員

それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

(職員 入室)

○教育長

それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら、承りますがいかがでしょうか。特段ないようでしたら、いつもどおりでございませけれども今回の5月定例教育委員会までの教育長の動きについてご報告させていただきます。年度当初でございますので校長・園長会議、教頭会議など様々な会議に出席させていただいたところでございます。4月13日には第1回定例校長・園長会議、4月23日には第1回葛南教育事務所管内校長会議、4月28日には第1回定例教頭会議の方に出席させていただきまして、教育長からの説明等させていただいたところでございます。教育長会議でございませけれども、4月16日、第1回葛南教育事務所管内各市教育局教育長会議、葛南地区教育委員会連絡協議会が開催されました。また、4月17日、令和8年度千葉県都市教育長協議会定期総会がありました。その定期総会終了後、研修会としまして県の教育委員会の担当の方から学校現場における教職員の働き方改革の現状と今後の方向性についてご説明いただいたところでございます。出席しました各種式典等でございます。4月21日、再選されました市長登庁セレモニーと市長訓示を拝聴させていただきました。5月1日、令和8年度市川市民生委員児童委員協議会総会に出席させていただきました。5月4日、第35回国分川鯉のぼりフェスティバルの開会式に出席させていただきました。小学生の活躍でございませ。4月29日、第47回市川市少年野球春季大会閉会式に出席させていただきました。社会教育、青少年健全育成関係でございませと、4月12日、第20回下総・江戸川ツーデーマーチ、4月24日、令和8年度市川浦安地区保護司会懇親会、5月3日、第74回市川市美術展覧会授賞式・懇親祝賀会に出席させていただきました。教育長賞の賞状もお渡ししてきたところでございます。年度当初ですので少年自然の家の所長やいくつかの公民館長等が異動されまして、新たな方々の状況ということで視察させていただきました。4月15日、少年自

然の家、東部公民館、若宮公民館、鬼高公民館、4月17日、自然博物館、菅野公民館、南行徳公民館、幸公民館。皆様、元々市の行政として部長まで務められた方々でしっかりと新たな取組みを進め始めたところを拝見させていただいたところでございます。4月21日、一般財団法人舞台芸術センター様と劇団四季様が行っております「こころの劇場」を小学生対象に行っていたのですが、そちらを拝見させていただきました。4月22日、文化財関係の視察をさせていただいたところでございます。国指定重要文化財等があります中山法華経寺、国指定史跡としての姥山貝塚を拝見させていただきました。4月27日、本来であれば塩焼小学校の校庭人工芝化のオープニングセレモニーが行われる予定だったのですが、あいにくの雨のためオープニングセレモニーは中止となりました。ただ、せっかくの機会ですので、塩焼小学校にございまして授業の視察と雨が上がった後の人工芝の状況を確認させていただいたところでございます。私からの報告は以上でございます。これをもちまして令和8年5月定例教育委員会を閉会いたします。